

鶴見区制 100 周年記念関連事業の認定に関する取扱要綱

令和 7 年 3 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、鶴見区制 100 周年を区民全体で祝い、「鶴見」の歴史を再確認し、未来の「鶴見」を創る契機として記念事業を実施し、鶴見らしさの掘り起こしと地域力の向上による賑わいづくりにつなげていくため、鶴見区又は鶴見区制 100 周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が主催する事業以外で、実行委員会が認めた市民活動団体等公益性を有する団体及び企業等（以下「団体等」という。）が行う鶴見区制 100 周年を祝うための事業を、鶴見区制 100 周年記念認定事業（以下「認定事業」という。）として認定することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(認定の対象基準)

第 2 条 認定の対象となる事業は、対象事業は、学術、文化、芸術、芸能又はスポーツに関する事業その他これらに類する事業で、次の各号全てに該当するものとする。

- (1) 鶴見区制 100 周年を盛り上げるため、区民が主体となり企画・運営し、又は実施する事業
- (2) 鶴見区全域を対象としている事業
- (3) 令和 8 年 4 月 1 日以降に開始し、令和 9 年 12 月 31 日までに終了する事業

2 前項第 1 号の「区民」には、鶴見区民に限らず、鶴見在勤・在学の方や鶴見にゆかりのある方の他、地理的又は歴史的に鶴見区と深いかかわりのある団体等も含めるものとする。

(適用除外)

第 3 条 この要綱は、団体等の構成員のみを対象とする事業、特定の政治活動、宗教的活動に関する行事又は専ら営利を目的とする事業については適用しない。

2 この要綱は横浜市が主催する事業には適用しない。

(認定の内容)

第4条 認定の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「鶴見区制100周年記念認定事業」の名称の使用承認、及び広報の協力
- (2) 「鶴見区制100周年記念記録集(仮称)」への掲載

(申請)

第5条 関連事業の実施を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、鶴見区制100周年記念関連事業認定申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、実行委員長に提出しなければならない。

- (1) 関連事業に関する事業計画書
- (2) 関連事業に関する収支予算書
- (3) 実施団体等の規約類、構成員名簿
- (4) その他必要と認める書類

(認定の決定)

第6条 実行委員長は、前条の申請書の提出があった場合、認定の名義の使用を承諾したとき、又はそれらの不承諾の決定をしたときは、通知書(第2号様式)を申請者に送付するものとする。

2 認定が決定したとき、認定結果を直近の運営委員会に報告するものとする。

(事業内容の変更)

第7条 前条の規定により通知を受けた者(以下「実施者」という。)が、申請内容を変更する場合には、鶴見区制100周年記念関連事業内容変更申請書(様式第3号)を、速やかに実行委員長に提出するものとする。ただし、変更の内容が軽易なものの場合には、この限りでない。

2 実行委員長は、前項の書類の提出を受けたときは、実施者に対し鶴見区制100周年記念関連事業認定変更決定通知書(様式第4号)により通知する。

(実施報告書の提出)

第8条 実施者は、関連事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過する日までに、鶴見区制100周年記念関連事業

実施報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて、実行委員会委員長に提出しなければならない。

- (1) 関連事業に関する事業報告書
- (2) 関連事業に関する収支決算書
- (3) その他必要と認める書類

(認定決定の取消し)

第9条 実行委員長は、実施者が認定内容を関連事業以外に利用し、又は関連事業の決定に関して付した条件に違反したときは、認定決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

2 実施者に対しては、鶴見区制100周年記念関連事業認定取消決定通知書(様式第9号)により通知する。

(調査等)

第10条 実行委員長は、実施者に対して関連事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は調査することができるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、認定に関し、必要な事項は実行委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行し、令和10年3月31日をもって、その効力を失う。